

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年7月5日(2018.7.5)

【公表番号】特表2017-524397(P2017-524397A)

【公表日】平成29年8月31日(2017.8.31)

【年通号数】公開・登録公報2017-033

【出願番号】特願2016-570826(P2016-570826)

【国際特許分類】

A 6 1 B 8/12 (2006.01)

A 6 1 M 25/10 (2013.01)

A 6 1 B 1/00 (2006.01)

A 6 1 M 29/00 (2006.01)

A 6 1 F 2/958 (2013.01)

A 6 1 B 8/13 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 8/12

A 6 1 M 25/10

A 6 1 B 1/00 5 2 6

A 6 1 B 1/00 6 2 0

A 6 1 M 29/00

A 6 1 F 2/958

A 6 1 B 8/13

【手続補正書】

【提出日】平成30年5月24日(2018.5.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

一体型治療及びイメージングカテーテルであって、

ガイドワイヤルーメンを規定する内側部材と、

前記内側部材上に位置付けられるバルーンアセンブリと、

前記バルーンアセンブリ上に位置付けられる薬剤溶出コーティングと、

前記内側部材上に位置付けられるイメージング装置と、

を有するカテーテル。

【請求項2】

前記イメージング装置が、血管内超音波トランステューサ及び光学コヒーレンストモグラフィ装置の少なくとも一方を有する、請求項1に記載のカテーテル。

【請求項3】

前記イメージング装置及び前記バルーンアセンブリが、互いから固定の距離隔てたところに位置付けられる、請求項1又は2に記載のカテーテル。

【請求項4】

前記イメージング装置及び前記バルーンアセンブリは、互いに対し移動可能である、請求項1又は2に記載のカテーテル。

【請求項5】

患者の身体又は前記バルーンアセンブリの外側に延在する前記カテーテルの少なくとも

一部に位置付けられる距離マーカを更に有する、請求項1乃至4のいずれか1項に記載のカテーテル。

【請求項6】

前記薬剤溶出コーティングがパクリテキセルを含む、請求項1乃至5のいずれか1項に記載のカテーテル。

【請求項7】

前記バルーンアセンブリが非従順である、請求項1乃至6のいずれか1項に記載のカテーテル。